

淀川水系流域委員会 様

2006 年 12 月 26 日

NPO 法人伊賀・水と緑の会

代表理事 森本 博

要望書

淀川水系流域委員会として下記の要望事項について、国交省近畿地方整備局河川管理者、独立行政法人水資源機構、三重県、伊賀市に「河川整備計画策定」まで本体工事準備や周辺整備工事、伊賀水道用水供給事業の凍結・休止を淀川水系流域委員会で再度、約束・確認していただきますようお願い致します。

- 1、 河川整備計画策定まで、本体工事に入らないとの約束です。ところが着々と本体工事再開に向け砕石プラント準備工事が進められています。岩石の持ち込み等、これは約束違反になりますので中止させてください。
- 2、 07 年度川上ダム関連予算で周辺整備に係る工事は生活上・防災上止めることが適切でないと思われる工事のみに限定して下さい。
- 3、 国交省近畿地方整備局は淀川水系流域委員会の「休止」などと言っているようですが『休止』しなければならないのは川上ダム建設推進です。淀川水系流域委員会の休止問題では経費削減・委員数削減・会議日程の削減など行いながら縮小「流域委員会継続」との報道がされ、迷走しています。2007 年 1 月以降の淀川水系流域委員会は「現状で存続」が良いと思います。近畿地方整備局に継続するように強く申入れをしてください。
- 4、 伊賀水道事業者と三重県企業庁はダム建設を前提にして工事を進めています。先ず「伊賀水道用水供給事業休止」をして現在使われている施設の保全や保守管理の徹底を厳密に行うよう申入れをしてください。
- 5、 「伊賀水道」は本来、川上ダム完成平成 16 年で、平成 17 年 4 月給水開始の計画でした。利水撤退自治体もあり、ダム規模縮小等による、新規の財政計画などの審議が議会が必要です。議決があるという県・市に審議資料・フルプランの見直し資料、公共事業再評価、議事録などの詳細な資料提出を求めてください。平成 21 年給水開始も危ういものです。[三重県伊賀水道用水供給事業]の法整備がいつ行われたのか流域住民に知らされていません。淀川水系流域委員会として県・市の責任者にその情報公開と説明を求めてください。

以上 5 項目についてのご検討をよろしくお願い致します。私達も県・市の地元関係機関に要望していきたいと考えています。